

◆令和4年度 2号認定子ども（3歳以上児）の保育料・給食費◆

保育料：令和元年10月1日～

給食費：令和4年 4月1日～

階層区分		保育料の 月額	給食費(副食 費・主食費・ おやつ代)の 月額	備考
A	生活保護世帯	0円	0円	
B1	市町村民税非課税ひとり親世帯等	0円	0円	
B2	市町村民税非課税ひとり親世帯等以外	0円	0円	
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円
		ひとり親世帯等以外	0円	0円
D1	市町村民税所得割課税額 3,000円未満	ひとり親世帯等	0円	0円
		ひとり親世帯等以外	0円	0円
D2	市町村民税所得割課税額 3,000円以上 12,000円未満	ひとり親世帯等	0円	0円
		ひとり親世帯等以外	0円	0円
D3	市町村民税所得割課税額 12,000円以上 21,000円未満	12,100円未満 ひとり親世帯等	0円	0円
		12,100円未満 ひとり親世帯等以外	0円	0円
		12,100円以上 ひとり親世帯等	0円	5,000円 ▲
		12,100円以上 ひとり親世帯等以外	0円	5,000円
D4	市町村民税所得割課税額 21,000円以上 39,000円未満	31,501円未満のひとり親世帯等	0円	5,000円 ▲
		上記以外	0円	5,000円
D5	市町村民税所得割課税額 39,000円以上 57,000円未満	0円	5,000円	
D6	市町村民税所得割課税額 57,000円以上 75,000円未満	0円	5,000円	
D7	市町村民税所得割課税額 75,000円以上 93,000円未満	0円	5,000円	
D8	市町村民税所得割課税額 93,000円以上 123,300円未満	0円	5,000円	
D9	市町村民税所得割課税額 123,300円以上 255,100円未満	0円	5,000円	
D10	市町村民税所得割課税額 255,100円以上 351,400円未満	0円	5,000円	
D11	市町村民税所得割課税額 351,400円以上	0円	5,000円	

※4月～8月分の給食費は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月分までの給食費は当該年度の市町村民税額に基づいて決定します。

※年少扶養控除対象となる子がいる世帯の市町村民税所得割課税額については、【年少扶養(16歳未満の子ども)の数×22,800円】を控除した金額で給食費を決定します。

※保護者が非課税の場合は、同居する家計の主さい者(祖父母等)の課税額で給食費を算定する場合があります。

※修正申告により年度途中に市町村民税所得割課税額の更正があった場合は給食費を算定しなおしますので、こども教育課幼児教育係までご連絡ください。提出日の属する年度(4月～翌年3月)に限り遡って適用します。前年度以前の給食費の変更は行いません。

(裏面へ)

<給食費の減免について>

・備考▲の世帯

生計を一にする最年長の子どもから2人目以降は無償になります。

・18歳未満の子が3人以上いる世帯は、3人目以降無償になります。

ただし、次に掲げる世帯は無償化の対象とはなりません。

※対象子どもの保護者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びに数に応じて児童手当法施行令第11条において読み替えて準用される同令第1条に規定する額を超えるとき